

文化庁の本格移転について（概要）

平成29年8月3日
京 都 府

平成29年7月25日の文化庁移転協議会で決定された主な内容は、以下のとおりでありましたので、報告します。

① 組織体制の大枠

- ▶ 平成30年通常国会を目途に提出される文部科学省設置法の改正法案等の法令整備を経て、平成30年度中に新・文化庁の組織体制を整備する。京都における移転先の整備が完了し次第、本格移転を実施する。
- ▶ 文化庁・本庁を京都に置く。本庁に文化庁長官及び次長を置く。
- ▶ 本庁においては、国会対応、外交関係、関係府省庁との連携調整等に係る政策の企画立案業務及び東京で行うことが必要な団体対応等の執行業務を除くすべての業務を行う。
- ▶ 職員数は、全体の7割を前提に、京都府、京都市をはじめとする地元の協力も得ながら、250人程度以上と見込む。

② 移転場所等

- ▶ 現京都府警察本部本館（京都府庁と隣接）を文化庁の移転先とする。
- ▶ 京都府が京都市などの協力を得て、移転の規模に応じ、同本館の耐震化を含めた改修・増築を行うこととし、整備後、文化庁は、本庁の庁舎として、京都府の条例等に基づいた適切な貸付価格で、長期的に貸付を受ける。

③ 移転の時期

- ▶ 遅くとも平成33年度中の本格移転を目指す。